

6 騒音

騒音とは、人の生活活動や産業活動に伴って発生する音のうち、聞く人が好ましくないと感じる音をいい、工場、事業場や建設作業場等の固定発生源から発生するものと、自動車、航空機等の移動発生源から発生するものがある。

人に与える影響としては直接的なものと間接的なものがあり、騒々しい職場で働く人が難聴になるなどの健康被害が前者の最も顕著な例であるが、一方、後者については情緒的、感覚的な影響が主であり、はなはだしい場合には胃腸障害や頭痛などといった身体的な影響となることもあり、騒音源と聞く人の関係や健康状態、精神状態によっても大きく左右されるようなきわめて主観的かつ繊細な問題であることが多い。

騒音に係る環境基準は表Ⅱ－６－①、表Ⅱ－６－②、表Ⅱ－６－③に示した。

表Ⅱ－６－① 騒音に係る環境基準 (道路に面しない地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から午前6時)
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

1. A地域は、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域をいう。

2. B地域は、第一種及び第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域をいう。

3. C地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

表Ⅱ－６－② 騒音に係る環境基準 その2 (道路に面する地域)

地域の区部	時間の区分	
	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から午前6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表Ⅱ－6－③ 幹線交通を伴う道路に近接する空間

基準値（特例）	
昼間	夜間
70 dB以下	65 dB以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 dB以下、夜間にあっては40 dB以下）によることができる。

（1）騒音規制法に基づく届出状況

「騒音規制法」は、昭和43年6月10日に公布、同年12月1日から施行され、本町においては昭和52年11月1日から騒音について規制する地域として指定された。この法律は、「公害対策基本法（昭和42年8月3日制定）」の本旨を達成するために、工場及び事業場並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定されたものである。

① 特定工場等に関する届出状況

「騒音規制法」では、著しい騒音を発生する施設として定めた特定施設を設置する工場及び事業場を（特定工場等）と規定し、特定施設の新たな設置や騒音の防止上重要な変更の際して事前に、特定工場等の実態を把握するために必要な事項の変更等については事後に町長に届け出ることとしている。

なお、本町における平成24年度の届出状況は表Ⅱ－6－④のとおりであり、参考として現在までに届け出されている特定施設の状況を表Ⅱ－6－⑤に示した。

② 特定建設作業に関する届出状況

「騒音規制法」では、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業を（特定建設作業）と規定し、特定建設作業を伴う建設工事の施工に際しては事前に町長に届け出ることとしている。

本町における平成24年度の届出状況は表Ⅱ－6－⑥のとおりである。

表Ⅱ－６－④ 特定工場に関する届出状況

届出の種類	届 出 書 の 名 称	受付件数
事前の届出	特定施設設置届出書	0
	特定施設の種類ごとの数変更届出書	0
	騒音の防止の方法変更届出書	0
事後の届出	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	3
	特定施設使用全廃届出書	0
	承継届出書	1

表Ⅱ－６－⑤ 特定施設の種類の届出状況

特 定 施 設 の 種 類	特定工場等実数
金属加工機械	11
空気圧縮機及び送風機	35
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	1
織機	0
建設用資材製造機械	1
穀物用製粉機	0
木材加工機械	1
抄紙機	2
印刷機械	1
合成樹脂用射出成形機	4
鋳造型機	2
合 計	58

表Ⅱ－６－⑥ 特定建設作業に関する届出状況

特 定 建 設 作 業 の 種 類	受付件数
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	6
空気圧縮機を使用する作業	0
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業	0
バックホウを使用する作業	4
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	11

(2) 道路交通騒音

本町においては、幹線道路等が数本あるが、年間を通しての測定は現状では難しいので、特定の時期に測定している。

道路交通騒音の要請限度については表Ⅱ－6－⑦のとおりで、また、本町における平成24年度中に実施した道路交通騒音レベルの測定結果は表Ⅱ－6－⑧のとおりである。

表Ⅱ－6－⑦ 道路交通騒音の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 d B以下	55 d B以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 d B以下	65 d B以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 d B以下	70 d B以下

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

(注) A区域、B区域、C区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. A区域：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
2. B区域：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
3. C区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

*出典 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表Ⅱ－6－⑧ 道路交通騒音レベルの測定結果

平成24年8月28日（火）10時～29日（水）10時の24時間1地点（中央公園県道側） （市街化調整区域、2車線、車道端からの距離；5.8m）							
昼 間（6時～22時）				夜 間（22時～6時）			
最大値	平均値	環 境 基 準	要 請 限 度	最大値	平均値	環 境 基 準	要 請 限 度
73	69	70	75	66	62	65	70

(3) 工場及び事業場騒音

工場及び事業場については、「騒音規制法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規定により、作業の内容や施設によっては事前の許認可の対象となるため、事業を始めるに当たっては十分な騒音防止対策が確立されていることが必要とされ、かつ、事後規制としての規制基準の遵守義務がある。

しかしながら、依然として工場及び事業場に起因する騒音が苦情問題となって顕在化する場合も少なくない。このような事例では中小規模の工場と住宅との混在に原因があるものが多く、その対策として、現在までは神奈川県の工業集団化事業に協力してかなりの成果をあげてきたが、工場適地の減少や資金面の問題でこれ以上の集団化はむしろかしくなっており、今後は個々の工場や施設に対する騒音防止対策の指導のみに頼らざるを得ない状況にある。また、近年比較的地価の安い工業系地域にまで住宅を求められることも多く、既存の工場周辺に次々と住宅が建築され、新たな問題を発生させるものも少なくない。

なお、「騒音規制法」の規定による特定工場等に適用される騒音の規制基準並びに「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に定める工場及び事業場に適用される騒音の規制基準は表Ⅱ－６－⑨のとおりである。

表Ⅱ－６－⑨ 工場及び事業場において発生する騒音の規制基準 【単位：dB】

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 用途地域以外の地域	55	50	45
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65

備 考

1. 工業専用地域における規制基準は騒音規制法による適用は無く、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に定められている。

(4) 建設作業騒音

建設工事を実施するにあたっては、「騒音規制法」の規定により作業の内容によっては事前の届出の対象となり、かつ、その作業ごとに騒音並びに作業時間及び作業期間等が規制されているが、一般的に建設工事では代替工法をとるのは困難なことが多いため、十分な騒音防止対策を施すことができない場合もあり、法により規制されていない作業等に起因する騒音が問題となることもある。

本町における「騒音規制法」の規定による特定建設作業に関する規制は表Ⅱ－6－⑩のとおりである。

表Ⅱ－6－⑩ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区 域	敷地境界線上における騒音レベル	作業時間	1日当りの延べ作業時間	同一場所における連続作業日数	日曜日その他の休日の作業
第1号区域	85 d B	午前7時から 午後7時まで	10時間以内	6日以内	禁 止
第2号区域		午前6時から 午後10時まで	14時間以内		

備 考

1. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに工業地域として定められた区域のうち学校、保健所、病院、図書館及び特別養護老人ホーム等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域並びに用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

2. 第2号区域とは、工業地域として定められた区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

(5) 飲食店営業騒音

近年、カラオケ等の音響機器の急速な普及やスナックに代表されるような深夜まで営業する飲食店の増加に伴い、夜間における営業騒音が問題となることがある。

これは、カラオケ等の音響機器の出力が大きいこと、木造等の店舗は音が漏れやすい構造が大半でしかも近隣には一般住宅が立地していることが多いこと、騒音の発生時刻が深夜にまでおよぶことなどから、その影響が睡眠妨害といった深刻なものになってしまうためである。

そこで、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、表Ⅱ－6－⑪のとおり営業時間の制限または音響機器の使用時間の制限、音量についての規制基準等を定めて飲食店営業騒音の低減を図っており、本町においても飲食店営業者にカラオケ等の音響機器の適切な使用を指導している。

表Ⅱ－6－⑪ 飲食店営業に伴って発生する騒音の規制基準

地域の区分	時間の区分			
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前0時まで	午前0時から 午前6時まで
第1種住居専用地域 第2種住居専用地域	50 dB以下	45 dB以下	音響機器の使用時間制限	営業時間制限
住居地域 用途地域以外の地域	55 dB以下	50 dB以下		
近隣商業地域 商業地域、準工業地域	65 dB以下	60 dB以下	50 dB以下	
工業地域	70 dB以下	65 dB以下	55 dB以下	
工業専用地域	75 dB以下		65 dB以下	

- 備考 1. 営業時間制限とは、付近の状況からみて騒音による公害が生ずる恐れがない場合を除き、営業を営んではならないことをいう。
2. 音響機器の使用時間制限とは、飲食店の外部に音が漏れない措置をした場合を除き、音響機器を使用し、または使用させてはならないことをいう。

(6) 大型小売店の夜間騒音

ライフスタイルの変化に伴い、夜間（午後11時～翌日の午前6時）に営業する大型小売店が増えている。

夜間営業に伴い、駐車場など店舗周辺から来店者の使用する自動車の発着音や人声などによる騒音が問題となることがある。

県条例では、大型小売店に対して届出を義務づけており、大型小売店は外部騒音の防止に努めることになっている。

平成24年度の届出件数は表Ⅱ－6－⑫のとおりである。

表Ⅱ－6－⑫

届出書の名称	受付件数
大型小売店における夜間小売業に係る変更計画届出（第21号様式の4、第56条の2）	0